

アイザワの約款・規定集 新旧対照表

2020年7月  
アイザワ証券株式会社

第1章 総則

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第3条 (総合取引定義と利用)</b></p> <p>(1) この約款において、「総合取引」とは、次の各号(これらを組み合わせた取引を含む。)の取引等の総称をいい、お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。</p> <p>①～⑥ (現行どおり) (削 除)</p> <p>⑦ 第8章に定めるアイザワオンラインサービス</p> <p>⑧ 第2章に定める保護預りにかかる有価証券の利金・収益分配金等を累積投資コースへ入金する取引</p> <p>⑨ 第9章に定める外国証券取引</p> <p>⑩ 第10章に定める特定口座取引、第11章に定める特定口座に係る上場株式配当等受領委任および第12章に定める特定管理口座取引</p> <p>⑪ 第13章に定める非課税上場株式等管理および非課税累積投資取引</p> <p>⑫ 第14章に定める未成年者口座および課税未成年者口座取引</p> <p>⑬ 第15章に定める投資信託積立取引</p> <p>⑭ 第16章に定める預貯金口座自動引落サービス</p> <p>(2) お客様(個人のお客様に限る場合があります。 )は、前項⑧の取引については、下記コースについて累投口に係る累積投資取引規定に掲げる取引方法によりご利用いただけます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>(3) お客様(個人のお客様に限る。 )は、(1)⑩の取引については、特定口座の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、(1)⑪の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後に利用いただけます。(1)⑫の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。</p> <p><b>第4条 (申込方法等)</b></p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第3条(1)⑩特定口座取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって特定口座取引を申込みのとし、かつ当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>(7) すでに総合取引または保護預り取引を契約済のお客様が、上記第3条(1)⑨外国証券取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって取引を開始することができます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p><b>第17条 (取引残高報告書等)</b></p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 前各項のほか、当社は、保護預り証券について、以下の①から③の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 混合保管中の債券について第2章(有価証券の保護預り取引)第4条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(7)～(8) (現行どおり)</p>	<p><b>第3条 (総合取引定義と利用)</b></p> <p>(1) この約款において、「総合取引」とは、次の各号(これらを組み合わせた取引を含む。)の取引等の総称をいい、お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。</p> <p>①～⑥ (省 略)</p> <p>⑦ 第8章に定めるアイザワプラスサービス</p> <p>⑧ 第9章に定めるアイザワオンラインサービス</p> <p>⑨ 第2章に定める保護預りにかかる有価証券の利金・収益分配金等を累積投資コースへ入金する取引</p> <p>⑩ 第10章に定める外国証券取引</p> <p>⑪ 第11章に定める特定口座取引、第12章に定める特定口座に係る上場株式配当等受領委任および第13章に定める特定管理口座取引</p> <p>⑫ 第14章に定める非課税上場株式等管理および非課税累積投資取引</p> <p>⑬ 第15章に定める未成年者口座および課税未成年者口座取引</p> <p>⑭ 第16章に定める投資信託積立取引</p> <p>⑮ 第17章に定める預貯金口座自動引落サービス</p> <p>(2) お客様(個人のお客様に限る場合があります。 )は、前項⑨の取引については、下記コースについて累投口に係る累積投資取引規定に掲げる取引方法によりご利用いただけます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>(3) お客様(個人のお客様に限る。 )は、(1)⑪の取引については、特定口座の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、(1)⑫の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後に利用いただけます。(1)⑬の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。</p> <p><b>第4条 (申込方法等)</b></p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第3条(1)⑩特定口座取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって特定口座取引を申込みのとし、かつ当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>(7) すでに総合取引または保護預り取引を契約済のお客様が、上記第3条(1)⑩外国証券取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって取引を開始することができます。</p> <p>① (省 略)</p> <p><b>第17条 (取引残高報告書等)</b></p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 前各項のほか、当社は、保護預り証券について、以下の①から③の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 混蔵保管中の債券について第2章(有価証券の保護預り取引)第4条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(7)～(8) (省 略)</p>
<p><b>第2章 有価証券の保護預り取引</b></p> <p>(下線部分変更)</p>	
新	旧
<p><b>第2条 (保護預り証券の保管方法および保管場所)</b></p> <p>当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。</p> <p>③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p><b>第3条 (混合保管等に関する同意事項)</b></p> <p>前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p><b>第4条 (混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)</b></p> <p>混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p><b>第9条 (償還金等の代理受領)</b></p> <p>保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含む。以下同じ。 )または利金(分配金を含む。以下同じ。 )の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>	<p><b>第2条 (保護預り証券の保管方法および保管場所)</b></p> <p>当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。</p> <p>③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。</p> <p>④ (省 略)</p> <p><b>第3条 (混蔵保管等に関する同意事項)</b></p> <p>前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p><b>第4条 (混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</b></p> <p>混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p><b>第9条 (償還金等の代理受領)</b></p> <p>保護預り証券の償還金(混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含む。以下同じ。 )または利金(分配金を含む。以下同じ。 )の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>

第 4 章 国内外貨建債券取引

(下線部分変更)

新	旧
<b>第1条 (受渡期日)</b> 受渡期日はお客様が当社と別途取決めていた場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。	<b>第1条 (受渡期日)</b> 受渡期日はお客様が当社と別途取決めていた場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

第 5 章 累積投資取引

(下線部分変更)

新	旧
<b>第2条 (金銭の払込み)</b> (1) お客様は、投資信託の受益権の買付にあてるため、随時その代金(以下「払込金」という。)を当該投資信託の「目論見書」に記載するコースごとに払込むことができます。ただし、お客様が第1章(総則)第3条(1)⑧に定める取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各コース申込みのときに払込むものとします。 (2) (現行どおり)	<b>第2条 (金銭の払込み)</b> (1) お客様は、投資信託の受益権の買付にあてるため、随時その代金(以下「払込金」という。)を当該投資信託の「目論見書」に記載するコースごとに払込むことができます。ただし、お客様が第1章(総則)第3条(1)⑨に定める取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各コース申込みのときに払込むものとします。 (2) (省 略)
<b>第4条 (投資信託の受益権の保管)</b> (1) この契約によって買付けられた投資信託の受益権は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託の受益権と混合して保管いたします。 (2)～(4) (現行どおり) (5) 上記(1)から(4)までの規定により混合して保管する投資信託の受益権については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 ①～② (現行どおり) (6) (現行どおり)	<b>第4条 (投資信託の受益権の保管)</b> (1) この契約によって買付けられた投資信託の受益権は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託の受益権と混蔵して保管いたします。 (2)～(4) (省 略) (5) 上記(1)から(4)までの規定により混蔵して保管する投資信託の受益権については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 ①～② (省 略) (6) (省 略)
<b>第5条 (果実等の再投資)</b> (1) (現行どおり) (2) 第13章(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款)および第14章(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款)に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金による再投資は、当社が定める方法により非課税の特例の特例を受けて買付を行います。ただし、非課税の特例の適用は第13章(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款)第5条①、同章第5条の2①および第14章(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款)第5条(1)①に基づき限度額の範囲内に限ります。 (3) (現行どおり)	<b>第5条 (果実等の再投資)</b> (1) (省 略) (2) 第14章(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款)および第15章(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款)に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金による再投資は、当社が定める方法により非課税の特例の特例を受けて買付を行います。ただし、非課税の特例の適用は第14章(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款)第5条①、同章第5条の2①および第15章(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款)第5条(1)①に基づき限度額の範囲内に限ります。 (3) (省 略)

第 7 章 ブルートレードサービス

(下線部分変更)

新	旧
<b>第1条 (本サービスの利用)</b> お客様は、以下のすべてに該当する場合に本サービスを利用して取引注文を行うことができます。 ①～② (現行どおり) ③ 本サービスをコールセンター(ブルートレードセンター)への電話で利用する場合は、部店コード、口座番号、お名前前で本人確認ができた場合。ただし、登録以外の電話番号または非通知による受電の場合は、部店コード、口座番号、お名前の他、当社の定める本人確認を行い一致した場合(コンサルネット発注の場合は担当外務員による本人確認で一致した取引)	<b>第1条 (本サービスの利用)</b> お客様は、以下のすべてに該当する場合に本サービスを利用して取引注文を行うことができます。 ①～② (省 略) ③ 本サービスをコールセンター(ブルートレードセンター)への電話で利用する場合は、部店コード、口座番号、お名前前で本人確認ができた場合。ただし、登録以外の電話番号または非通知による受電の場合は、部店コード、口座番号、お名前の他、当社の定める本人確認を行い一致した場合
<b>第15条 (免責事項)</b> 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。 ① 本サービスのご利用に関し、本サービスによる部店コードや口座番号、パスワードの一致を確認して行った取引。ただし、コールセンター(ブルートレードセンター)への電話で利用する場合は、部店コードや口座番号、お名前の他、当社の定める本人確認を行い一致した取引(コンサルネット発注の場合は担当外務員による本人確認で一致した取引) ②～⑤ (現行どおり)	<b>第15条 (免責事項)</b> 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。 ① 本サービスのご利用に関し、本サービスによる部店コードや口座番号、パスワードの一致を確認して行った取引。ただし、コールセンター(ブルートレードセンター)への電話で利用する場合は、部店コードや口座番号、お名前の他、当社の定める本人確認を行い一致した取引 ②～⑤ (省 略)

(下線部分変更)

新	旧
(削 除)	
<b>第 8 章</b> アイザワオンラインサービス <b>第 9 章</b> 外国証券取引口座約款 <b>第 10 章</b> 特定口座に関する約款 <b>第 11 章</b> 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 <b>第 12 章</b> 特定管理口座約款 <b>第 13 章</b> 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 <b>第 14 章</b> 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 <b>第 15 章</b> 投資信託積立取引約款 <b>第 16 章</b> 預貯金口座自動引落サービス約款	<b>第 8 章</b> アイザワプラスサービス <b>第 9 章</b> アイザワオンラインサービス <b>第 10 章</b> 外国証券取引口座約款 <b>第 11 章</b> 特定口座に関する約款 <b>第 12 章</b> 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 <b>第 13 章</b> 特定管理口座約款 <b>第 14 章</b> 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 <b>第 15 章</b> 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 <b>第 16 章</b> 投資信託積立取引約款 <b>第 17 章</b> 預貯金口座自動引落サービス約款

第 9 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第 2 節 外国証券の国内委託取引</b> <b>第 4 条 (外国証券の混合委託等)</b></p> <p>(1) お客様が当社に委託する外国証券(外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「委託証券」という。)は、混合委託契約により委託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様の有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>(2) 委託証券は、当社名義で決済会社に混合委託するものとし、委託証券が記名式の場合は、決済会社が当該委託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>(3) 前項により混合委託される委託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「委託証券等」という。)は、当該委託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p><b>第 4 条の 2 (委託証券に係る共有権等)</b></p> <p>(1) 当社に外国証券を委託したお客様は、当該外国証券および他のお客様が当社に委託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に委託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p><b>第 2 節 外国証券の国内委託取引</b> <b>第 4 条 (外国証券の混蔵委託等)</b></p> <p>(1) お客様が当社に委託する外国証券(外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「委託証券」という。)は、混蔵委託契約により委託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様の有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>(2) 委託証券は、当社名義で決済会社に混蔵委託するものとし、委託証券が記名式の場合は、決済会社が当該委託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>(3) 前項により混蔵委託される委託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「委託証券等」という。)は、当該委託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p><b>第 4 条の 2 (委託証券に係る共有権等)</b></p> <p>(1) 当社に外国証券を委託したお客様は、当該外国証券および他のお客様が当社に委託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に委託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>(2) (省 略)</p>

第 12 章 特定管理口座約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第 3 条 (特定管理口座における保管の委託)</b></p> <p>当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託(以下「保管の委託等」という。)は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p> <p>ただし、第 13 章(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款)または、第 14 章(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款)に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管はできません。</p> <p>①～② (現行どおり)</p>	<p><b>第 3 条 (特定管理口座における保管の委託)</b></p> <p>当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託(以下「保管の委託等」という。)は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p> <p>ただし、第 14 章(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款)または、第 15 章(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款)に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管はできません。</p> <p>①～② (省 略)</p>

第 14 章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第 27 条 (本契約の解除)</b></p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ お客様が出国の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p><b>【附則】</b> 成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。</p>	<p><b>第 27 条 (本契約の解除)</b></p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (省 略) (新 設)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p style="text-align: right;"><b>(新 設)</b></p>

第 16 章 預貯金口座自動引落サービス約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第 2 条 (申込方法)</b></p> <p>(1) お客様は第 15 章(投資信託積立取引約款)の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p><b>第 2 条 (申込方法)</b></p> <p>(1) お客様は第 16 章(投資信託積立取引約款)の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。</p> <p>(2) (省 略)</p>

プライバシーポリシー

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>5. 個人情報等の主な取得元および外部委託している主な業務について</b>  <b>【個人情報等の主な取得元】</b>                  当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。                  (1)～(2) (現行どおり)                  (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報                  (お客様との電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております)                  (4) その他、適法な方法で取得した情報(弊社の従業員の情報も含む)</p> <p><b>9. ご質問・ご意見・苦情等</b>                  当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。                  (1) 当社における個人情報の取り扱いについて万が一、ご不満な点等がございましたら、恐れ入りますが下記の当社お客様相談課までご連絡をいただけますようお願いいたします。                  藍澤証券㈱ コンプライアンス部 お客様相談課                  住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-20-3                  電話：0120-138-299                  電子メールアドレス：privacy@aizawa.co.jp</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p><b>5. 個人情報等の主な取得元および外部委託している主な業務について</b>  <b>【個人情報等の主な取得元】</b>                  当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。                  (1)～(2) (省略)                  (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><b>9. ご質問・ご意見・苦情等</b>                  当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。                  (1) 当社における個人情報の取り扱いについて万が一、ご不満な点等がございましたら、恐れ入りますが下記の当社お客様相談課までご連絡をいただけますようお願いいたします。                  藍澤証券㈱ 営業管理部 お客様相談課                  住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-20-3                  電話：0120-138-299                  電子メールアドレス：privacy@aizawa.co.jp</p> <p>(2) (省略)</p>

**お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規程**

本規程は、当社が、第 2 条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)の交付または同意の記録に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を電子情報処理組織(当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。)を使用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)のうち、第1条で規定する電子交付等によりお客様に提供する場合における交付または同意の記録の方法(以下「交付方法等」といいます。)について定めるものです。お客様が電子交付等および本規程を承諾した場合、本規程と同内容の合意が当社とお客様の間に成立するものとします。

**第1条 (電子交付等)**

電子交付等とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のホームページ上のお客様ページ(ログイン ID、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下同じ。)にこれらの事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすることを以って書面交付に代える交付方法、およびお客様による閲覧ならびに同意の記録を可能とすることを以って書面同意に代える同意方法をいいます。お客様が、電子交付等および本規程を承諾された場合、お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を閲覧または同意することができます。

**第2条 (対象書面)**

対象書面とは、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則その他関係法令・諸規則により電磁的方法による交付等が認められている書面のうち、当社が定めたものとします。

**第3条 (電子交付の承諾)**

お客様は、本規程の内容を承諾いただいたうえで、対象書面の電子交付等に同意いただけます。なお、この同意は、対象書面すべてについて「一括して」行っていたできます。

**第4条 (当社の都合による対象書面の書面交付等)**

お客様が電子交付等に同意された後でも、当社の都合により、対象書面を電子交付等によらず、書面で交付等をさせていただく場合があります。その場合、電子交付等は行われません。

**第5条 (電子交付等の方法)**

電子交付等による対象書面は、PDF 形式のファイルにてご覧頂くため、お客様には、あらかじめ「AcrobatReader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。「AcrobatReader」はインターネットでダウンロードできます。なお、ご利用いただいている「AcrobatReader」がバージョンアップ(プログラムの改定)した場合でも、電子交付等は継続しますので、バージョンアップしたものをダウンロードしていただきます。

**第6条 (お客様ページで確認できる事項)**

お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付等の申込状況、対象書面の記載事項の交付履歴を確認できます。

**第7条 (電子交付等の契約適用日)**

電子交付等による対象書面の記載事項の提供が可能となる日(以下「契約適用日」といいます。)は、対象書面ごとに異なります。対象書面の契約適用日および解約適用日は、翌営業日(17:00 以降にお申込みいただいた場合は翌々営業日)以降となります。

**第8条 (電子交付等の記録日)**

電子交付等により対象書面をお客様ページに記録する日(以下「記録日」といいます。)は、対象書面ごとに異なります。

**第9条 (電子交付等期間中の取扱い)**

当社は、電子交付等のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付等は行いません。従って、書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただけます。

**第10条 (電子交付等の内容の変更)**

当社は、契約適用日、記録日など、電子交付等の内容について、電子交付等を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上への掲載または電子メールにより通知し、お客様に変更内容を明示することにより、お客様の同意を得ることなく、電子交付等の内容の変更を行うことができます。

**第11条 (お客様による電子交付等の終了)**

お客様のお申し出により電子交付を終了された場合は、第 7 条に定める解約適用日を経過した以降、対象書面を書面交付させていただきます。なお、電子交付により記載事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはありません。

**第12条 (当社都合による電子交付等の終了)**

第 5 条に定める電子交付等の方法について、電子交付等を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすもしくは支障をきたすおそれがあると思われる変更が行われたまたは行われる場合には、当社はお客様に対し、変更後の方法を含む本規程の改訂版を当社ホームページ上に掲載した上で、変更後の方法による再契約を申出のものとし、当社は既に取交わされている契約を一括してまたは対象書面ごとにお客様の同意を得ることなく解約することができます。ただし、「AcrobatReader」がバージョンアップ(プログラムの改定)した場合は、第 5 条にもとづき契約は継続します。

**第13条 (振店変更による電子交付書面の閲覧制限)**

お取引の取扱い担当振店の変更により新振店に移管されますと、旧振店の取引口座の対象書面が閲覧できなくなります。書面で保管される必要がある場合は、新振店への移管以前に、お客様によりご自身のパソコン等に保存していただく、または、お客様ご自身で印刷していただくものとします。なお、新振店への取引口座移管後に、旧振店の取引口座において電子交付により記載事項を提供させていただいた対象書面を、さかのぼって書面で交付することはありません。

**第14条 (免責)**

法令の変更、監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合、当社は、一旦電子交付等を停止し、対象書面の現物(場合によっては、既に電子交付等がなされたものも含みます。)を書面で交付を行うことがあります。